

太田市の入札制度の基本方針

公共工事等は、市民生活の基盤となる公共施設の整備を行う重要な施策であり、その入札業務の適正化を推進することは、国及び地方自治体の喫緊の課題である。

本市は、公共工事等の効率的な執行と入札業務に対する市民の信頼を確保するとともに、建設業の健全な発展を図るために、ここに入札制度の基本方針を定める。

1. 原則として、条件付一般競争入札による。

- ・ 発注者により入札参加業者を選定する指名競争方式ではなく、一定の資格要件を満たす多数の入札参加者による条件付一般競争方式を原則として採用する。
- ・ 条件設定においては、施工能力を考慮したうえで、原則として市内業者を優先する。
- ・ 発注においては、原則として市内業者を優先する。

2. 業者選定の透明性を確保する。

- ・ 条件付一般競争入札において設定する条件は、事業担当課と契約検査課とが協議した原案をもとにして、入札審査委員会で審査し、決定する。
- ・ 一定額未満の小規模な工事案件等の条件設定については、同審査委員会の専門部会によって審査し、決定する。
- ・ 市内の小規模契約希望登録業者を活用する少額競争入札(130万円以下の工事等)は、事業担当課が執行するが、当該業者指名及び開札結果は同審査委員会に定例報告させ審査する。

3. 予定価格・最低制限価格は事前公表する。

- ・ 不正な入札の抑止や予定価格・最低制限価格の漏洩等の防止、入札契約に係る透明性の確保を理由に予定価格・最低制限価格は一部の案件を除き、原則として事前公表する。

入札業務適正化の要諦は透明性と競争性の確保であるという視点から、この基本方針を定めるが、今後の実績及び諸制度の推移等を勘案し適宜見直すものとする。